海上自衛隊損害賠償実施規則

昭和44年５月28日
海上自衛隊達第30号

改正　昭和44年７月29日　海上自衛隊達第40号〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達９条による改正〕

昭和44年９月30日　海上自衛隊達第51号〔海洋業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達23条による改正〕

昭和45年３月２日　海上自衛隊達第９号〔地方隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達28条による改正〕

昭和45年９月28日　海上自衛隊達第73号〔警備隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達17条による改正〕

昭和46年４月１日　海上自衛隊達第17号〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達28条による改正〕

昭和48年２月27日　海上自衛隊達第18号〔第１次改正〕

昭和48年10月16日　海上自衛隊達第49号〔第２潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達31条による改正〕

昭和49年５月24日　海上自衛隊達第30号〔第２次改正〕

昭和52年12月27日　海上自衛隊達第21号〔海上自衛隊潜水医学実験隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達24条による改正〕

昭和53年６月30日　海上自衛隊達第24号〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達31条による改正〕

昭和55年３月13日　海上自衛隊達第６号〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達27条による改正〕

昭和56年２月10日　海上自衛隊達第７号〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達42条による改正〕

昭和56年３月26日　海上自衛隊達第15号〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達23条による改正〕

昭和56年７月14日　海上自衛隊達第27号〔海洋観測所等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達20条による改正〕

昭和56年７月18日　海上自衛隊達第28号〔第３次改正〕

昭和57年５月27日　海上自衛隊達第17号〔誘導武器教育訓練隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達20条による改正〕

昭和60年６月27日　海上自衛隊達第16号〔水雷整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達13条による改正〕

昭和60年12月21日　海上自衛隊達第28号〔防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達15条による改正〕

昭和62年11月27日　海上自衛隊達第34号〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達19条による改正〕

昭和63年４月８日　海上自衛隊達第20号〔海上自衛隊の病院の廃止及

び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達47条による改正〕

昭和63年12月13日　海上自衛隊達第38号〔海上幕僚監部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達18条による改正〕

平成元年３月４日　海上自衛隊達第６号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達38条による改正〕

平成３年12月４日　海上自衛隊達第35号〔東京通信隊えびの送信所の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達４条による改正〕

平成４年４月10日　海上自衛隊達第18号〔硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達23条による改正〕

平成６年３月10日　海上自衛隊達第５号〔海上自衛隊の航空救難に関する達等の一部を改正する達６条による改正〕

平成７年６月27日　海上自衛隊達第22号〔音響業務支援隊の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達19条による改正〕

平成10年12月２日　海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達44条による改正〕

平成14年３月22日　海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達43条による改正〕

平成14年10月31日　海上自衛隊達第45号〔防衛秘密の保護に関する訓令の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕

平成18年３月27日　海上自衛隊達第９号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達28条による改正〕

平成18年３月31日　海上自衛隊達第14号〔防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達12条による改正〕

平成19年１月９日　海上自衛隊達第１号〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達41条による改正〕

平成20年３月26日　海上自衛隊達第20号〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達24条による改正〕

平成21年８月５日　海上自衛隊達第64号〔第４次改正〕

平成27年11月27日　海上自衛隊達第39号〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第27条による改正〕

平成31年４月26日　海上自衛隊達第11号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第26条による改正〕

令和４年３月２日　海上自衛隊達第４号〔第５次改正〕

令和５年３月15日　海上自衛隊達第７号〔第６次改正〕

防衛庁内訓（昭和39年第５号）第３条第２項及び第34条の規定に基づき、海上自衛隊損害賠償実施規則を次のように定める。

海上自衛隊損害賠償実施規則

目次

第１章　総則（第１条－第５条）
第２章　賠償事故の報告及び調査等（第６条－第８条）
第３章　認定及び賠償金の支払い等（第９条－第１７条）
第４章　求償権（第１８条）
第５章　不服の申立て及び訴訟（第１９条－第２１条）
第６章　見舞金（第２２条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この達は、海上自衛隊が行う損害賠償の実施（以下「損害賠償の実施」という。）について権限を有する者（以下「賠償実施部隊等の長」という。）の指定、事務の担任区分及び報告その他必要な細部事項を定めるものとする。

（賠償実施部隊等の長及びその事務の担任区分）

第２条　賠償実施部隊等の長及びその事務の担任区分は、次の表のとおりとする。

賠償実施部隊等の長	損害賠償の事務の担任区分
各地方総監	各地方隊の警備区域に所在する部隊（艦船にあつては当該警備区内を定係港とするものに限る。）及び機関(海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下同じ。）並びに当該部隊及び機関に勤務する隊員に係る損害賠償事務（他の賠償実施部隊等の長が実施する損害賠償事務を除く。）。
東京業務隊司令	海上幕僚監部、東京都（特別区に限る。）に所在する部隊（市原送信所及び飯岡受信所を含む。）及び機関並びに海上幕僚監部、当該部隊及び機関に勤務する隊員に係る損害賠償事務
第１術科学校長	江田島地区に所在する部隊（江田内及び小用港を定係港とする艦船を含み、呉弾薬整備補給所を除く。）及び機関並びに当該部隊及び機関に勤務する隊員に係る損害賠償事務

海上自衛隊航空補給処長	海上自衛隊航空補給処及び海上自衛隊航空補給処に勤務する隊員に係る損害賠償事務のうち、次に掲げる損害賠償事務 (1)　治療見込み期間が３０日以内の身体傷害事案 (2)　財産賠償の額が５０万円以下の事案
各航空群司令、各教育航空群司令	各航空基地に所在する部隊（第２３、２４、２５航空隊を除き、当該航空基地の所在地を定係港とする艦船、鹿屋航空基地にあつては鹿児島音響測定所、えびの送信所及び厚木航空基地にあつては硫黄島航空基地隊を含む。）及び機関並びに当該部隊及び機関に勤務する隊員に係る損害賠償事務
各基地隊司令及び第２４航空隊司令	各基地隊、第２４航空隊及びこれらの部隊と同一地区に所在する部隊（これらの部隊の所在地を定係港とする艦船を含む。）並びにこれらの部隊に勤務する隊員に係る損害賠償事務のうち、次に掲げる損害賠償事務 (1)　治療見込み期間が３０日以内の身体傷害事案 (2)　財産賠償の額が５０万円以下の事案

２　前項の規定にかかわらず、海上幕僚監部、海上自衛隊の部隊及び機関（以下「部隊等」という。）並びに当該部隊等に勤務する隊員に係る損害賠償事務のうち、次の各号に掲げるものの認定事務は、防衛省の損害賠償に関する訓令（昭和３９年防衛庁内訓第５号。以下「訓令」という。）第２０条の２の規定により防衛大臣の認定を受けるものを除き、海上幕僚長が行うものとする。

(1)　財産賠償の額が５００万円を超える事案

(2)　死亡事案（慰謝料の支払いを伴うものを除く。）

（損害賠償事務の担任区分の特例）

第３条　賠償実施部隊等の長は、損害賠償の実施に係る事案（以下「賠償事故」という。）が遠隔の場所で発生した場合又は他の理由により自ら処理することが困難であると認める場合は、他の賠償実施部隊等の長に損害賠償の実施の移管を依頼することができる。

（移管等の調整）

第４条　賠償実施部隊等の長は、前条及び第８条第４項の規定による手続を行うときは、あらかじめ海上幕僚監部首席法務官との調整を行うものとする。

（特異な損害賠償事案等の処理）

第５条　損害賠償の実施に当たり、特異な事案及び事項に係る事務の処理については、

その都度海上幕僚長に指示を求めるものとする。

第２章　賠償事故の報告及び調査等

（隊員の報告義務等）

第６条　海上自衛隊の隊員は、自己の職務に関して他人に損害を与えた場合には、順序を経て速やかに所属の部隊等の長（海上幕僚監部にあつては各部長、監察官、首席法務官、首席会計監査官及び首席衛生官とする。以下同じ。）に報告するとともに、現場における証拠保全等必要な処置をとらなければならない。

（賠償事故発生部隊等の長の報告義務等）

第７条　賠償事故発生の報告を受けた部隊等の長（以下「賠償事故発生部隊等の長」という。）は、直ちに賠償事故等速報（別記様式第１）により当該賠償事故の概要を、第２条第１項に規定する賠償実施部隊等の長に報告又は通報するとともに、海上幕僚監部首席法務官に通報するものとする。

２　賠償事故発生部隊等の長は、当該事故発生の状況等を調査し、賠償事故発生報告書（別記様式第２）を当該事故発生の日から９日以内に海上幕僚長に送付するほか、当該賠償実施部隊等の長に対し、その写しを送付するものとする。

３　賠償事故発生部隊等の長は、損害賠償の実施に必要な資料の作成、収集等について賠償実施部隊等の長に協力するものとする。

（賠償事故の調査等）

第８条　賠償実施部隊等の長は、前条第１項の規定による賠償事故発生の報告又は通報を受けた場合は、速やかに訓令第１８条に規定する所要の調査を行わなければならない。

２　賠償実施部隊等の長は、前項の規定に基づき調査を行うにあたり、必要がある場合は事故の関係者等に対し、出頭若しくは必要な場所への立ち入り又は事故に関する報告、情報若しくは資料の提出等を求めることができる。

３　海上自衛隊の隊員は、前項の求めに応じられない正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

４　各基地隊司令、第２４航空隊司令又は海上自衛隊航空補給処長（以下「各基地隊司令等」という。）は、第１項に規定する調査の結果、自己の賠償実施の権限の範囲を超えることとなつた場合には、別記様式第３に関係書類の原本を添え、速やかに当該損害賠償の実施を担任する地方総監に報告しなければならない。

第３章　認定及び賠償金の支払い等

（賠償審議会の設置等）

第９条　海上幕僚長又は賠償実施部隊等の長は、損害賠償の適正妥当な実施を図るため必要があると認める場合は、賠償審議会を設置して、次に掲げる事項を審議させ、その意見を徴することができる。

(1)　賠償事故の事実

(2)　賠償責任の有無及びその程度並びに賠償の種別及び額
(3)　事故の当事者に対する求償権の有無及びその程度並びに求償の額
(4)　その他必要な事項
２　前条第２項及び第３項の規定は、海上幕僚長又は賠償実施部隊等の長が前項の規定により賠償審議会を設置し、これに所要の審議をさせる場合において準用する。
（賠償審議会の構成等）
第１０条　賠償審議会は、幹部（幹部自衛官又は行政職俸給表（一）の２級若しくは同相当以上の事務官等をいう。以下本条において同じ。）５名以上をもつて構成し、当該構成員中に、次に掲げる者を含ませるものとする。
(1)　会計業務を取り扱う幹部
(2)　人身事故の場合にあつては衛生業務を取り扱う幹部
２　海上幕僚長又は賠償実施部隊等の長は、審議の対象となる賠償事故に利害関係のある隊員を当該賠償審議会の構成員としてはならない。
３　前条及び前２項に定めるもののほか、賠償審議会の運営等について必要な事項は、賠償実施部隊等の長が定めるものとする。
（認定書の作成）
第１１条　海上幕僚長又は賠償実施部隊等の長は、損害賠償の認定に当たつては、別記様式第４による認定書を作成しなければならない。
（認定の申請）
第１２条　賠償実施部隊等の長は、賠償事故が第２条第２項に規定する海上幕僚長の権限に該当する場合、又は訓令第２０条の２に規定する防衛大臣の権限に該当する場合は、別記様式第３に準じた様式により海上幕僚長に認定の申請をしなければならない。
（認定書の送付）
第１３条　海上幕僚長は、前条の申請に対して認定を行つた場合又は防衛大臣に申請してその認定を得た場合は、速やかに当該認定書を賠償実施部隊等の長に送付するものとする。
（概算払い）
第１４条　賠償実施部隊等の長は、訓令第２０条から第２６条の規定による認定及び第２７条に規定する代位請求権の確認を行う以前において、損害賠償の一部として被害者又は被害者の父母、配偶者若しくは子に対して概算払いをすることができる。
２　賠償実施部隊等の長は、前項の規定により概算払いをしようとするときは、訓令別紙様式第４の２の損害賠償概算払請求書を提出させ、別記様式第４に準じて認定書を作成するものとする。
（和解契約書）
第１５条　訓令第２８条第２項に規定する和解契約書は、次の各号により作成するも

のとする。

(1)　当該賠償事案が１回限りの賠償金の支払いで完結する場合　別記様式第５

(2)　賠償金の支払いが同一の賠償請求権者に対し２回以上にわたる場合（以下「中間賠償」という。）　別記様式第６

(3)　中間賠償を経て最終の賠償金を支払う場合　別記様式第７

(4)　賠償金を概算払いする場合　別記様式第８

（賠償実施結果報告）

第１６条　賠償実施部隊等の長は、損害賠償金の支払い（概算払い及び中間賠償を含む。）を行つたときは、訓令第３０条の規定に基づき賠償実施結果報告書を作成し、これに関係書類を添え、海上幕僚長に提出するものとする。

２　賠償実施部隊等の長は、訓令第２９条の規定に基づき賠償請求権者に対し賠償をしない旨の通知を行つたときは、その結果報告書を前項に準じて海上幕僚長に提出するものとする。

（諸雑費支払い明細書等の様式）

第１７条　訓令第９条第５号及び第７号に係る賠償金の算定に用いる様式は、それぞれ別記様式第９及び別記様式第１０とする。

第４章　求償権

（求償権の認定）

第１８条　海上幕僚長又は賠償実施部隊等の長は、訓令第３１条の求償権の認定又は第１１条の認定と併せて行う求償権の認定に当たつては、別記様式第４による認定書を作成しなければならない。

第５章　不服の申立て及び訴訟

（不服申立書の提出）

第１９条　訓令第３２条に規定する不服申立書の様式は、別記様式第１１のとおりとする。

２　各基地隊司令等は、前項の不服申立書を受理した場合、当該申立てに係る賠償事故が第８条第４項の規定による地方総監の認定によるものであるときは、直ちに当該地方総監に不服申立書を送付しなければならない。

（不服申立ての審査及び判定）

第２０条　不服申立てに対する審査及び判定の事務は、当該賠償事故の認定を行つた賠償実施部隊等の長が行うものとする。

２　前項の審査及び判定の事務を行うに当たつては、第９条、第１０条第１項及び第２項の規定を準用する。

３　訓令第３３条第１項に規定する判定書の様式は、別記様式第１２とする。

４　賠償実施部隊等の長は、判定に対して更に不服の申立てがあつた場合には、訓令第３３条第２項に規定するところにより不服申立書を提出させ、これを判定書の写

しを添え、順序を経て海上幕僚長に提出しなければならない。

（訴訟提起の報告）

第２１条　賠償実施部隊等の長は、訓令第３４条に規定する訴訟の提起があつた場合には、速やかに同条に規定する報告書を海上幕僚長に提出しなければならない。

第６章　見舞金

（見舞金の支払）

第２２条　賠償事故発生部隊等の長は、必要と認める場合は、訓令第３５条第１項の規定による見舞金の支払を行うことができる。ただし、訓令別表第５の見舞金支払基準額により難いときは、順序を経て海上幕僚長に申請するものとする。

２　前項の見舞金の支払を行つた賠償事故発生部隊等の長は、事案の概要及び見舞金の支払額を海上幕僚監部首席法務官に通知するものとする。

附　則

１　この達は、昭和４４年７月１日から施行する。

２　海上自衛隊損害賠償実施規則（昭和４０年海上自衛隊達第９号）は、廃止する。

３　この達施行の際現に処理中の損害賠償事案については、なお従前の例による。

附　則〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和４４年７月２９日から施行する。

附　則〔海洋業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和４４年１０月１日から施行する。ただし、〔中略〕第２３条の規定中別表海洋業務隊直轄自衛艦に係る部分は、同月２５日から施行する。

附　則〔地方隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和４５年３月２日から施行する。

附　則〔警備隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和４５年１０月１日から施行する。〔ただし書略〕

附　則〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

１　この達は、昭和４６年４月１日から施行する。

附　則〔第１次改正による附則〕

この達は、昭和４８年３月１日から施行する。

附　則〔第２潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和４８年１０月１６日から施行する。

附　則〔第２次改正による附則〕

１　この達は、昭和４９年５月２４日から施行する。

２　この達施行の際現に処理中の損害賠償事案については、なお従前の例による。

附　則〔海上自衛隊潜水医学実験隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和５２年１２月２７日から施行する。

附　則〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和５３年７月１日から施行する。

附　則〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和５５年３月１７日から施行する。

附　則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和５６年２月１０日から施行する。

附　則〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和５６年３月２７日から施行する。

附　則〔海洋観測所等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和５６年７月１５日から施行する。

附　則〔第３次改正による附則〕

この達は、昭和５６年７月１８日から施行する。

附　則〔誘導武器教育訓練隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和５７年６月１日から施行する。

附　則〔水雷整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和６０年７月１日から施行する。

附　則〔防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

１　この達は、昭和６０年１２月２１日から施行する。ただし、第１０条の改正規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和６１年１月１日から施行する。

２　この達（前条ただし書の改正規定を除く。）による改正後の各海上自衛隊達の規定は、昭和６０年７月１日から適用する。

附　則〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和６２年１２月１日から施行する。

附　則〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和６３年４月８日から施行する。

附　則〔海上幕僚監部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和６３年１２月１５日から施行する。

附　則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

１　この達は、平成元年３月４日から施行する。

２　この達の施行の日以後において、昭和に係る報告、通知等を行う場合にあつては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「平成」とあるのは、「昭和」と読み替えるものとする。

４　この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附　則〔東京通信隊えびの送信所の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成３年１２月６日から施行する。

附　則〔硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成４年４月１０日から施行する。

附　則〔海上自衛隊の航空救難に関する達等の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成６年３月１０日から施行する。

附　則〔音響業務支援隊の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成７年６月３０日から施行する。

附　則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成１０年１２月８日から施行する。

附　則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成１４年３月２２日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月２５日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月２７日から施行する。

附　則〔防衛秘密の保護に関する訓令の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成１４年１１月1日から施行する。

附　則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成１８年３月２７日から施行する。

附　則〔防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

１　この達は、平成１９年１月９日から施行する。

３　この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式（この達の第３０条による改正前の様式を除く。）の用紙は、当分の間これを補正して使用することができる。

附　則〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成２０年３月２６日から施行する。

附　則〔第４次改正による附則〕

この達は、平成２１年８月５日から施行する。

附　則〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成２７年１２月１日から施行する。

附　則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

１　この達は、平成３１年５月１日から施行する。

４　この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附　則〔第５次改正による附則〕

この達は、令和４年４月１日から施行する。

附　則〔第６次改正による附則〕

この達は、令和５年３月１５日から施行する。ただし、第２２条の改正規定は、同年４月１日から施行する。

別記様式第１（第７条関係）

年　　月　　日

賠　償　事　故　等　速　報

通報部隊等名：

１　事故の件名			
２　発生日時等		年　　月　　日（　）　　頃	天候：
３　事故発生場所			
４相手方	氏名（年齢）		
	住　　所		
	所属、配置		
	住所等（社名）		
	車種、車番等		
	損害の程度		
５海自側	所　　属		
	階級、氏名		
	車種、車番等		
	損害の程度		
６事故の概要			
７備考			

注１　情報等を入手次第、速やかにＦＡＸ等で通報する。

２　報告する時点で判明できないものは、「調査中」で可

別記様式第２（第７条関係）

発簡番号

年　月　日

海　上　幕　僚　長　　殿

賠償事故発生部隊等の長

賠　償　事　故　発　生　報　告　書

次の賠償事故が発生したので報告する。

１　賠償事故の当事者（相手方氏名、年齢）
２　賠償事故の当事者（職員氏名、所属、官職）
３　賠償事故の概要（発生年月日（時間）、被害の程度等を分かる範囲で記載）
４　処置の概要
５　被害者側の状況
６　賠償実施についての意見
７　その他

注：営造物の設置又は管理の瑕疵（かし）に基づく賠償事故の場合における賠償事故の当事者（職員）は、当該営造物の管理職員とする。

別記様式第３（第８条、第１２条関係）

賠償報告書

発 簡 番 号

年　月　日

殿

＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者：

被害者＿＿＿＿＿＿に係る損害賠償事案は、調査の結果海上自衛隊損害賠償実施規則（昭和４４年海上自衛隊達第３０号）第８条第４項の規定に該当するので報告する。

記

１　報告の理由

２　賠償事故の事実関係等の確認内容

別紙のとおりである。（確認した内容は認定書の様式に準じて作成すること。）

３　参考事項

別記様式第４（第１１条、第１４条、第１８条関係）

認　定　書

認定年月日　令和　年　月　日
賠償実施部隊等の長の官職氏名

（被害者）に係る賠償事故について、下記のとおり認定する。

記

１　賠償事故の件名
２　賠償事故の当事者の住所、氏名、年齢及び職業
⑴　職　員
⑵　相手方
３　賠償事故の発生日時、発生場所及び天候
⑴　賠償事故の発生日時
⑵　賠償事故の発生場所
⑶　天　候
４　事　実
⑴　賠償事故の事実
⑵　損害賠償請求の事実
５　賠償責任の有無、その程度及び損害賠償額の認定
国（以下「海上自衛隊」という。）は、次のとおり賠償責任を負う。

被　害　者	賠償責任の程度		賠償の種別	損害賠償額
	職員（％）	相手方（％）		

６　認定の理由
⑴　賠償責任の有無
⑵　賠償責任の程度
ア　加害者側の過失
イ　被害者側の過失
ウ　責任の比率
⑶　賠償額
⑷　賠償金受領権者
７　その他参考事項
⑴　過去における損害賠償実施の経緯及び将来の見通し
⑵　当事者に対する処分等
⑶　その他
添付書類：
注：第１８条の規定に基づき求償権の認定を行う場合は、この様式中第７項を第８項とし、第６項の次に次の１項を加えるものとする。
７　求償権の認定及び認定の理由
⑴　求償権の認定
⑵　認定の理由

別記様式第５（第１６条関係）

和　解　契　約　書

賠償事故当事者（相手方）
住所
氏名
賠償事故当事者（職　員）
所属
官職・氏名

年　月　日（賠償事故発生場所）で上記当事者間において発生した賠償事故に関し、（賠償実施部隊等の長の官職、氏名）は、賠償請求権者に対して次の金額を損害賠償金として支払うものとし、賠償請求権者は、同金額受領のうえは今後いかなることがあつても、また、いかなる名目でも本件について、海上自衛隊又は（賠償事故当事者（職員）の官職、氏名）のいずれに対してもいつさい不服を申し立てないことを確約する。ただし、（賠償事故当事者（相手方））に本件賠償事故による後遺症が発生した場合には、海上自衛隊と（賠償請求権者）との間で、別途協議するものとする。

損害賠償金　金　　円

この和解の証として本書２通を作成し、下記の者がそれぞれ１通ずつ保管するものとする。

年　月　日

賠償請求権者
住所
氏名　　㊞
賠償実施部隊等の長
官職、氏名　　㊞

注：ただし書に係る文言は、和解に当たりやむをえない場合のほか記載しないものとする。

別記様式第６（第１６条関係）

和　解　契　約　書

賠償事故当事者（相手方）
住所
氏名
賠償事故当事者（職　員）
所属
官職、氏名

年　月　日（賠償事故発生場所）で上記当事者間において発生した賠償事故に関し、（賠償実施部隊等の長の官職、氏名）は、賠償請求権者に対して次の金額を　年　月　日から　年　月　日までに係る損害賠償金として支払うものとし、賠償請求権者は、同金額受領のうえは今後いかなることがあつても、また、いかなる名目でも本件について、海上自衛隊又は（賠償事故当事者（職員）の官職、氏名）のいずれに対しても前記期間に係る損害についてはいつさい不服を申し立てないことを確約する。

損害賠償金　金　　円

この和解の証として本書２通を作成し、下記の者がそれぞれ１通ずつ保管するものとする。

年　月　日

賠償請求権者
住所
氏名　　㊞
賠償実施部隊等の長
官職、氏名　　㊞

別記様式第７（第１６条関係）

和　解　契　約　書

賠償事故当事者（相手方）
住所
氏名
賠償事故当事者（職員）
所属
官職、氏名

年　月　日（賠償事故発生場所）上記当事者間において発生した賠償事故に関し、賠償請求権者と（賠償実施部隊等の長の官職、氏名）は、下記のとおり和解契約を締結する。

記

１　（賠償実施部隊等の長の官職、氏名）は、賠償請求権者に対して次のとおり損害賠償金を支払つた。

年　月　日　金　　円
年　月　日　金　　円

２　（賠償実施部隊等の長の官職、氏名）は、賠償請求権者に対して次の金額を最終賠償金として支払うものとする。

損害賠償金　金　　円

３　賠償請求権者は、前項記載の金額受領のうえは今後いかなることがあつても、また、いかなる名目でも本件について、海上自衛隊又は（賠償事故当事者（職員）の官職、氏名）のいずれに対してもいつさい不服を申し立てないことを確約する。ただし、（賠償事故当事者（相手方））に本件賠償事故による後遺症が発生した場合には、海上自衛隊と賠償請求権者との間で、別途協議するものとする。

この和解の証として本書２通を作成し、下記の者がそれぞれ１通ずつ保管するものとする。

年　月　日

賠償請求権者
住所
氏名　㊞
賠償実施部隊等の長
官職、氏名　㊞

注　上記第３項ただし書に係る文言は、和解に当たりやむをえない場合のほか記載しないものとする。

別記様式第８（第１６条関係）

和　解　契　約　書

賠償事故当事者（相手方）

住所

氏名

賠償事故当事者（職員）

所属

官職、氏名

年　月　日（賠償事故発生場所）で上記当事者間において発生した賠償事故に関し、（賠償実施部隊等の長の官職、氏名）は、賠償請求権者に対して次の金額を概算損害賠償金として支払うものとし、賠償請求権者は、同金額を損害賠償金の内金として充当する

ことを約する。

概算損害賠償金　金　　円

この和解の証として本書２通を作成し、それぞれ１通ずつ保管するものとする。

年　月　日

賠償請求権者

住所

氏名　　㊞

損害実施部隊等の長

官職、氏名　　㊞

別記様式第９（第１８条関係）

通　院　費　支　払　明　細　書

令和　年　月　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

請　求　者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

一貫番号	通　院年月日	出　発　地（もより駅名）	到着地（もより駅名）	利用した交通機関	運　賃	備　考

別記様式第１０（第１８条関係）

諸　雑　費　支　払　明　細　書

令和　　年　月　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

賠償請求権者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

診療期間	自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日	入院　　日 退院　　日

品　種	規　格	数　量	単　位	金　額	支　払 年月日	支払先	用　途	備　考
計								

注：領収書等については、必要に応じて提出を求めることがあるので保管しておくこと。

別記様式第１１（第１９条関係）

不　服　申　立　書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

申　立　年　月　日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申　立　者　の　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

生　年　月　日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被　害　者　と　の　続　柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　年　月　日付発簡番号の賠償通知書（又は賠償しない旨の通知書）を受領しましたが、次の事由により不服がありますので、関係書類を付して申立てます。

記

１　申立ての理由

２　被害者の住所、氏名、生年月日、賠償事故発生当時の職業及び勤務場所

添付書類：

別記様式第１２（第２０条関係）

判　定　書

発簡番号
年　月　日

不　服　申　立　者　　殿

賠償実施部隊等の長

令和　年　月　日あなたから提出のありました不服申立書について、審査の結果、次のとおり判定しましたのでお知らせします。

記

１　不服申立ての要旨
２　判定の主旨
３　判定の理由
４　その他